

川鳶整形外科病院 安全管理指針

基本的な考え方

本指針は、川鳶整形外科病院（以下「本院」という）における医療安全管理体制の確立によって、医療安全管理のための具体的対策や医療事故の発生防止対策、及び医療事故発生時の対応方法について、本院が取り組む際の指針を示すことにより、医療安全管理体制の確立を促進し、安全の質の高い医療の提供に資することを目的とする。医療の質を確保するためには、個々の知識・技術の向上に加えて、各部門及び職員が医療安全の必要性・重要性を認識し、安全が確保できるような良好なチームワークとシステムの構築が必要である。このため、医療安全管理委員会及び医療安全管理室を設置して医療安全管理体制を確立する、また、インシデント及び医療事故の分析評価、並びにマニュアルの定期的な見直しを行い、医療安全管理の強化充実を図る。

医療安全管理体制

1. 医療安全管理委員会の設置

医療安全管理委員会設置要綱に基づき、医療安全管理委員会を設置し、本院における医療上の安全対策の推進など、安全管理体制の充実を図る。医療事故発生時には必要に応じて、医療事故調査委員会を設置し、事故の原因究明と対応について検討する。

2. 医療安全管理室の設置

医療安全管理業務を組織横断的に統括・調整する部門として医療安全管理室を設置し、専任の医療安全管理者を配置し、医療安全管理委員会での決定された方針に基づいて活動する。

3. 患者相談室の設置

本院受診患者とその家族、これから本院を受診しようとしている患者とその家族、その他関係者からの苦情・相談等に速やかに対応し、具体的な情報共有・支援を行うとともに、医療安全に関わるものについては、安全対策の見直し等に活用する。

4. リスクマネージャーの任命

医療事故を迅速に把握するために、部署ごとにリスクマネージャーを任命し、その対応や当事者への指導を行う。

医療安全のための具体的方法

1. 医療安全管理マニュアルの策定

安全で質の高い医療を提供するために、医療従事者として守るべき基本的な義務を記載したマニュアルを策定する。

2. インシデントレポートの集約・分析及びフィードバック

医療安全管理マニュアルに基づいて報告されたレポートを医療安全管理室で集約し、分析結果をフィードバックすることで医療の質向上を図る。

3. 医療に関わる安全管理のための職員研修

医療安全管理委員長は、全職員を対象に医療安全に関する教育・研修を年に2回以上実施し、実施後の評価と改善を行う。

医療事故発生時の対応

患者の生命を第一に考え、関係職員は所属長及び医療安全管理室と連携し迅速かつ正確に行動しなければならない。

その他

職員は本指針の目的を十分に理解し、本院の医療安全活動に積極的に参画するよう努めなければならない。